

組合員施設の使用にあたり

【使用基準】

組合員施設は組合員の生活・文化の向上を図る諸活動に使用します。ただし、組合員活動、運営諸会議、および業務活動を優先します。

【順守事項】

組合員施設は組合員の共同の施設です。利用者の皆さんがいつでも快適に利用できる施設として管理保全のため下記事項を順守します。

- (1) 使用者は、机、椅子等を所定の場所に返却保管し部屋は元の状態にして退館します。
- (2) 使用後の後片付けを行い、ゴミはお持ち帰りください。
- (3) 喫煙は定められた所のみです。その他は禁煙とします。
- (4) 冷暖房のスイッチ・消灯・出入口・窓の施錠等を確認し退室します。
- (5) 順守事項を守らなかったときは、次回以降の使用は認めないことがあります。
- (6) 使用者は故意または自己の過失によって器具備品、設備などを破損、紛失したときは管理者に報告するとともに実費返済となります。

【使用を認めないもの】

次の目的の会合には使用を認めません。

- (1) 冠婚葬祭
- (2) 政党・宗教に関するもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 生協の理念や運営上支障があると認められるもの
- (5) 風俗、その他公益を害する恐れのあるもの
- (6) 定例日、定時に継続して開催するもの
(1団体月2回まで。原則1回の利用は1室)
- (7) その他、管理者が不相当と認めたもの
- (8) 反社会的勢力へは貸し出しません。
- (9) 飲酒は禁止です(生協関連の学習会および生協の事業は除く)
- (10) 楽器の持ち込みや、BGMなど音楽の使用はできません。



2021/10/25